⑹　Contact point for tender documentation : NAITOU Junya, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年11月21日

本州四国連絡高速道路株式会社

鳴門管理センター所長　貴志　友基

◎調達機関番号　422　◎所在地番号　36

○本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター公告令和５年第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大鳴門橋自転車道設置工事

⑶　工事場所　自）兵庫県南あわじ市福良丙（ＫＰ77.7）

至）徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池（ＫＰ79.4）

⑷　工事内容　本工事は、大鳴門橋に自転車道の設置を行うものである。

⑸　工事概算数量

鋼構造物の詳細設計　１式

鋼構造物の製作・輸送・架設　約1,500t

鋼構造物の防錆　約33,000㎡

橋面工　約5,100㎡

橋梁付属物工　１式

１Ａアプローチ橋　１橋

⑹　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工事の始期日までの期間）を設定した工事であり、発注者が定めた一定の期間内において落札者が工事の始期日を任意に設定することができる工事である。なお、受注者は、発注者との協議を経た上で、落札後７日以内に工期通知書により工事の始期日を通知すること。

余裕期間内は、現場代理人、主任技術者、監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、工場製作を含む工事における工場製作等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期日から1,155日間

（ただし、令和６年７月18日（工事開始期限）までに工事を開始すること）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事開始期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、契約日の翌日から1,155日間で工事を完了させること。したがって、落札決定後から契約日までの間に実施する工事の始期日に関する協議は実施しない。

⑺　本工事は、「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、標準案に基づき算定する予定価格の範囲内において、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式技術提案評価型の工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、予定価格の算定に必要な項目について、入札参加者から見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格の基となる積算価格に反映する「見積活用方式」の対象工事である。

⑽　入札方法　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者は、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の承諾を得た場合に限り、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）に代えることができる。

⑾　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、大規模災害等により労働者確保に要する方策に変更が生じ、当初契約の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑿　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した週休２日工事（発注者指定方式）である。対象期間内に週休２日を確保した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。ただし、対象期間内に週休２日を確保できなかった場合は、工事成績評定において減点措置を行う場合がある。詳細は、特記仕様書による。

本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表の開示工事」である。

⒀　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

２　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、本四会社による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

また、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を結成する場合にあっては、構成員のいずれもが、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、本四会社による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、共同企業体として資格があると認められた者とする。

⑴　次の各号の一に該当しない者であること。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第１第１号の２に規定する審査基準日が入札及び開札の日の１年７月前の日以後のものに限る。）を受けていない者

②　前号に規定する経営事項審査を受けているが、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」となっている者（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものを除く。）

③　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者

④　本四会社の過去２年以内において次の㈠から㈱までの一に該当したと認められる者

㈠　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㈡　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

㈢　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

㈣　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

㈤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

㈥　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

㈦　その他本四会社に著しい損害を与えた者

㈱　㈠から㈦までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日